

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分～12月分)

平成30年12月31日現在

■平成30年10月1日～平成30年12月31日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 9件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月15日	「預託商法」に関する法規制の見直しを求める意見書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 大植 伸 事務局長 弁護士 向來 俊彦	1. いわゆる「預託商法」に該当するもののうち、事業者による物品の販売と当該業者が事業収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われているものについて、金融商品取引法の「集団投資スキーム」の適用対象となり登録制及び行為規制の適用対象となることが明確になるように金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。 2. そのうえで、購入物品拋出型集団投資スキームについても、投資型ファンドと同様の運用規制(忠実義務・善管注意義務、自己取引等の禁止、分別保管、運用報告書の交付等)を導入すべきである。
10月18日	いわゆる「預託商法」を金融商品取引法の適用対象として明確化する同法の改正を求める意見書	京都弁護士会 会長 浅野 則明	預託商法のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態のものについては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当すること並びに登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。
11月9日	預託商法被害の防止のための法整備に関する意見書	神奈川県弁護士会 会長 芳野 直子	預託商法に対しては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」を適用するよう法令の整備を行うべきである。 預託商法の実質は投資取引であり、預託取引という名目をとって投資取引に関する一連の法規制を免れている所に問題がある。 預託商法の実質からすると、預託商法は金融商品取引法の集団投資スキームを適用するのがふさわしい類型である。 金融商品取引法による規制として、参入規制、破産申し立て権限他の監督権限、行為規制がある。 預託商法被害の事前予防、被害救済を実効的に図るため、金融商品取引法を適用できるように法令を整備すべきである。
11月19日	東京都消費者被害救済委員会「アーティスト等育成所属契約に係る紛争」処理結果報告及び要望について	東京都消費生活総合センター 所長 戸澤 互	東京都消費者被害救済委員会において「甲社とのアーティスト等育成所属契約に係る紛争」及び「乙社とのアーティスト等育成所属契約に係る紛争」を処理し、その結果を報告書に取りまとめ、平成30年8月20日発表いたしました。 東京都としては、タレント養成契約等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられていることを鑑み、「タレント養成契約等」を特定継続的役務提供の役務類型に加えることを要望します。 販売業者からの分割債権を買い取り、消費者から金銭を回収する、いわゆる「ファクタリング」業者による債権回収は、割賦販売法の規制を回避しようとする不当な行為であると本報告書において指摘しているところであり、適正な規制を求めます。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月22日	「預託商法」について抜本的な法制度の見直しを求める意見書	愛知県弁護士会 会長 木下 芳宣	<p>預託商法のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当名目で確定額の金員の支払を約して当該物品の預託を受けることとを一体的に行うものについては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当することを明確化し、並びに、登録制の導入、及び、金商法の定める行為規制の適用対象とすることを明確化するよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。</p> <p>その改正の際には、下記内容の金融商品取引法及び関係法令の改正も併せて行うべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資型ファンドと同様の運用規制（忠実義務・善管注意義務、自己取引等の禁止、顧客資金の分別保管管理義務、運用報告書の交付義務等）を導入すること。 2. 不招請勧誘禁止を導入すること。 3. 投資型ファンドと同様の開示規制の対象とすること。 4. 公認会計士による会計監査を義務付けること。 5. 顧客との返還約束により実質的に、当初の販売代金のうち借入金の返済の性質を有する金額を貸借対照表の負債項目としての計上を義務づけること。
11月27日	いわゆる「預託商法」について抜本的な法制度の見直しを求める意見書	大阪弁護士会 会長 竹岡 富美男	<p>事業者による物品の販売と、販売業者またはその関連会社が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態の取引については、金融商品取引法にいう「集団投資スキーム」に該当すること並びに登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。</p>
12月12日	預託商法につき抜本的な法制度の改善を求める意見書	東京弁護士会 会長 安井 規雄	<ol style="list-style-type: none"> 1. いわゆる「預託商法」に該当するもののうち、事業者による物品の販売と、事業者が収益の配当を約して物品の預託を受けることが一体となっ て行われている類型のものについては、金融商品取引法上の「集団投資スキーム」に該当し、これにより登録制及び各種行為規制の適用対象 となることが明確となるよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。 2. その上で、上記類型の商法につき、以下の規制を追加整備すべきである。 (1) 投資型ファンドと同様の運用規制（忠実義務・善管注意義務、自己取引の禁止、分別保管、運用報告書の交付等） (2) 不招請勧誘規制

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月17日	「預託商法」について抜本的な法制度の改正を求める意見書	仙台弁護士会 会長 及川 雄介	1. 預託商法のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態のものについては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当すること並びに同法上の登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう金融商品取引法及び関係法令を改正すること。 2. その上で、更なる規制を課すべく、預託商法について投資型ファンドと同様の運用規制(忠実義務・善管注意義務、自己取引等の禁止、分別保管、運用報告書の交付等)及び不招請勧誘禁止を導入するよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すること。
12月17日	「預託商法」について抜本的な法制度の見直しを求める意見書	金沢弁護士会 会長 小堀 秀行	「預託商法」のうち、事業者による物品販売と、販売業者ないしその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態の取引については、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当するものとして登録制等の適用対象になることを明確にするよう法令を改正すべきである。

<公益通報者保護制度:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月18日	「公益通報者保護専門調査会 中間整理」に対する意見書	第二東京弁護士会 会長 笠井 直人	公益通報者保護法(以下「法」という。)については、かねてから、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)等により、保護の対象とされる通報者や通報対象事実の範囲が狭い、行政機関などへの通報の要件が厳しすぎる、不利益取扱いに対する抑止効果が乏しいなどの問題点が指摘されてきたところである。 このような中、平成28年12月15日、消費者庁に設置された「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」の最終報告書において、法改正の方向性が相当程度示された。 当該報告書は通報者の保護を拡大する方向を示しており、かかる方向性については賛成しうるものである。 公益通報者保護専門調査会でとりまとめられた中間整理においても、通報者の範囲の拡充、通報対象事実の範囲の拡充、通報要件の緩和、通報体制の整備、1号・2号通報先についての守秘義務規定の整備、行政通報の一元的窓口の設置、不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置の導入、解雇についての立証責任の緩和など、通報者の保護を拡大する方向性については賛成する。 以上を踏まえ、本件中間整理における各個別論点に関する方向性について、当会の意見を述べる。
10月18日	内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会「中間整理」に対する意見書について(要望)	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	中間整理の「通報者の範囲の拡充」、「通報対象事実の範囲の拡充」、「通報要件の緩和」、「通報体制の整備」、「1号・2号通報先についての守秘義務規定の整備」、「行政通報の一元的窓口の設置」、「不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置の導入」、「解雇についての立証責任の緩和」について積極的な方向性が示されたとする点は、最低限の到達点として評価できる。少なくともこれらの点については、速やかな法改正の実現に向け、最終取りまとめをすべきである。 他方で、通報者の通報を裏付ける資料の収集行為の刑事責任免責や、解雇以外の不利益取扱いに関しての立証責任の転換などの多くの論点については、引き続き検討すべきとされるにとどまっており、極めて不十分である。実効性のある通報者保護のためには、これらの点についても法改正が必要不可欠であり、今後の専門調査会の中で、法改正の実現に向けた検討を行うべきである。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月9日	内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会「中間整理」に対する追加意見書について(要望)	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	<p>本年7月に公表された、「公益通報者保護専門調査会中間整理」に対して、本年10月18日付けで取りまとめられた意見書への追加意見。</p> <p>我が国の公益通報者保護法制定時にモデルとした英国の公益開示法や関連法規が制定後数次に渡って改正されている。また、欧州連合(EU)においては、加盟国に対する公益通報者保護に関する指令案を公表した。今後、適宜修正がなされた上で、早ければ1年以内に正式な指令として制定される見通しであり、その場合に加盟国は、指令に従った国内法を整備しなければならないことになる。</p> <p>上記を踏まえ、日本弁護士連合会では本年9月24日～9月27日に、英国・欧州連合における公益通報者保護関連法規の調査を実施した。調査を踏まえて、中間整理に対して以下の通り意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通報者の範囲:(意見の趣旨)保護されるべき通報者の範囲を、退職者、役員、元役員、取引先事業者、元取引先事業者など、抜本的に拡大すべきである。 2. 通報対象事実の範囲:(意見の趣旨)法目的により適用対象法律を制定して適用範囲を限定すべきではなく、政令指定法律を廃止して通報対象事実の範囲を広げるべきである。 3. 外部通報の保護要件:(意見の趣旨)①2号通報につき、通報事実の存在を「信ずるに足りる相当の理由」との保護要件を緩和し、1号所定の通報と同様、「思料した」ことのみで足りると要件緩和すべきである。②3号通報の要件のうち、現行の同号イ～ホ掲記の特別要件の一部を緩和すべきである。 4. 守秘義務:(意見の趣旨)公益通報者から公益通報を受け、又はこれを取り扱う者(通報窓口・調査担当者)に守秘義務を課すべきである。 5. 行政通報の一元的窓口の設置:(意見の趣旨)消費者庁に一元的窓口を設置すべきである。その上で、一元的窓口に担わせる役割や具体的な制度設計は以下のとおりとすべきである。①一元的窓口として、受け付けた通報を調査・処分の権限を有する各府省庁に振り分け、適切な通報を促す体制を整備すること。②調査・処分の権限を有する各府省庁が一定期間内に調査に着手しないとか、着手したとしても適切な調査を実施しないなど一定の場合には、消費者庁自らが調査を実施したり、あるいは、本来の調査・処分権限を有する各府省庁に改善要請を行ったりすることができる仕組みを設けること。 6. 不利益取扱いが通報を理由とすることの立証責任の緩和:(意見の趣旨)解雇を含む不利益取扱いについて、通報を理由として不利益取扱いを受けたこと立証責任を事業者側に転換すべきである。
11月21日	公益通報者保護法改正についての意見書 ～消費者委員会公益通報者保護専門調査会「中間整理」を受けて～	千葉県弁護士会 会長 拝師 徳彦	<p>内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会は、本年7月18日に「中間整理」を公表した。法改正において盛り込まれるべき事項は多々あるものの、上記中間整理を受け、特に法改正において重要と考える4点につき意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通報者に対する不利益取扱いを行った事業者に対する行政処分を導入すべきである。 2. 1号通報先、2号通報先ともに通報者を特定しうる情報に関して守秘義務を課すべきである。 3. 事業者及び行政機関に内部通報体制の整備義務を課すべきである。 4. 通報を根拠付ける資料の収集行為が免責されることを明記すべきである。
11月29日	「公益通報者保護専門調査会」～行政機関の連携と「実名通報」～への意見・要望	中島 秀隆	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政通報の一元的窓口を目指している消費者庁と厚生労働省、警察行政、関係行政機関の、より一層の情報共有・連携体制の構築をお願いしたい。 2. 公益通報者を保護し、被通報者からの不利益抑止の実効性を確保することにより、「匿名通報」ではなく安心して「実名通報」できる社会を構成する施策の検討・実行をお願いしたい。

<地方消費者行政:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月2日	地方消費者行政の充実・強化のための意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会 事務局長 浦郷 由季	地方自治体の消費者行政は、消費生活相談体制の整備は進展がみられるものの、消費者教育、法執行、見守りネットワーク、消費者団体支援など、重要な課題が未だ不十分です。 消費者のくらしの安全・安心を確保するために、消費者にとって最も身近な地方消費者行政の充実と強化は必須ですが、国の地方支援策は後退の傾向が伺えます。 全国消費者団体連絡会・地方消費者行政プロジェクトでは、地方消費者行政の取り組みの現状を把握するために、本年47都道府県に向けて消費者行政調査を行いました。 今回の調査を踏まえ、以下の点について提言します。 1. 国は地方消費者行政への恒久的な財政措置を講じてください。 2. 地方消費者行政交付金は自治体の活用しやすさを考慮した制度設計をしてください。 3. 地方消費者行政の自主財源確保のため、国は地方消費者行政にかかる自治体ごとの基準財政需要額を周知・公表してください。 4. 消費者庁は地方消費者行政の充実強化のために、働きかけを強化してください。
10月3日	地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書	大阪府泉北郡忠岡町 議会議長 前田 長市	昨今、高齢化の進展やインターネットの普及など、社会情勢を背景として消費者問題が複雑化・多様化している。そのような中、消費者の安全・安心の確保は重要な課題である。 国に対し下記事項において特段の措置を講じるよう求める。 1. 現行の消費者行政強化交付金を継続・拡充すること。また平成31(2019)年度以降は、少なくとも、交付金措置が一区切りを迎えた平成29(2017)年度の年間予算合計額以上の水準で確保すること。 2. 我が国全体の利益に資する取組については、恒久的な財政支援を行うこと。 3. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を向上させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。
10月9日	地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充を求める意見書	適格消費者団体 消費者支援ネットワーク くまもと 理事長 青山 定聖	1. 国は、2018年(平成30年)度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体の消費者行政に及ぼす影響を具体的に把握すべきである。 2. 国は、2019年(平成31年)度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも2017年(平成29年)度と同水準で確保すべきであり、概算要求で確保できなかった交付金額について、補正予算で要求すべきである。 3. 国は、地方消費者行政が対応する消費生活相談が国の行う制度改革や行政規制に直結していること、地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには地方公共団体が消費者行政を行う必要があることから、必要な費用について国の恒久的な財政措置を講じるべきである。 4. 国は、会計年度任用職員制度等の運用開始(2020年4月)にあたり、消費生活相談員の処遇改善が行われるよう、また、安易な業務委託や人員削減が行われないよう、必要な財政措置を行うべきである。
10月16日	地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充を求める意見書	熊本県弁護士会 会長 猿渡 健司	1. 国は、平成30(2018)年度における地方消費者行政への交付金減額が、地方公共団体の消費者行政に与える影響を具体的に把握すべきである。 2. 国は、平成31(2019)年度の地方消費者行政への交付金を少なくとも平成29(2017)年度と同水準で確保すべきであり、概算要求で確保できなかった交付金額について、補正予算で手当すべきである。 3. 国は、地方消費者行政が対応する、消費生活相談が国の行う制度改革や行政規制に直結していること、及び地方支分部局を持たない消費者庁が全国で消費者政策を展開させるためには地方公共団体が消費者行政を行う必要があることから、必要な費用について恒久的な財政措置を講じるべきである。 4. 国は、会計年度任用職員制度等の運用開始(2020年4月)にあたり、消費生活相談員の処遇改善が行われるよう、また、安易な外部委託や人員削減が行われないよう、必要な財政措置を行うべきである。

<食品表示関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月5日	遺伝子組換え表示制度における任意表示に関する要望書	バイテク情報普及会 理事 藤村 佳樹	昨年度「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において議論が行われたところで、そこでは、従来の「遺伝子組換えでない」に加えて意図せざる混入率5%以下の表示例として「遺伝子組換え原料の混入を防ぐため分別管理が行われたもの」等の新たな表示例も示された。これらの任意表示について、独自に消費者調査をした結果、全体の半数以上が任意表示を「食品の安全性に関わる情報」として誤解していることが分かった。しかし、GM食品は安全性の確保がされたものであるため、消費者に「危ない」と誤認させる表示では、自主的かつ合理的な選択のための表示であるとは言えない。食品表示部会では、遺伝子組換え原料の除外を強調するような任意表示については、安全性に関する誤認を招かないものとなるよう検討願いたい。
11月2日	「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見募集に対する意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	消費者庁長官宛てに提出している意見について参考送付する。 10月10日付けで消費者庁からなされている「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」(以下「本改正案」という。)に関する意見募集に対して以下のとおり意見を述べる。 本改正案が、「遺伝子組換えでない」旨の表示ができる→不検出の場合のみ、分別生産流通管理を実施して混入を5%以下に抑えているもの→適切に分別生産流通管理しているという事実に基づいた表示を認める、という点には賛成。 表示義務対象範囲などが現状維持である点については反対。そこで以下のとおり遺伝子組換え表示制度の見直しを行うべき。 ・表示義務対象品目は、遺伝子組換え農産物を原材料とする全ての加工食品とすべき。 ・表示義務対象原材料の範囲は、重量割合上位4位以下及び全重量の5%未満であっても、遺伝子組換え農産物が原材料として用いられている加工食品には表示義務を課すべき。 ・「不分別」表示となる分別生産流通管理がされていない場合も、実質的に遺伝子組換え農産物の割合が非常に高い時には、遺伝子組換えである旨の表示を義務付けるべき。 ・不分別表示をする際は、遺伝子組換えが含まれる可能性があることの併記を義務付ける等、消費者に分かりやすい表示を。 ・意図せざる混入率5%以下を、早期に3%以下に限定し、その後さらに0.9%以下までに限定すべき。
12月17日	消費者委員会食品表示部会の審議に対する要望	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	現在食品表示部会で検討されている「食品表示の全体像」について、この審議には多くの問題点があることから、審議のあり方や論点を消費者目線に沿って見直したうえでの適正な審議を求める。 検討の前提として情報過多が原因とされているが、その認識では、消費者への情報提供を少なくする結果を招くことにつながる。現在のパッケージの多くが商品名や宣伝用の強調表示がスペースの大半を占めているため、表示のスペースが少ない。宣伝用表示のスペースを限定できないかなどの検討を求める。 食品表示の問題は、情報過多ではない。むしろ真実を覆い隠す働きをしている。食品添加物について、一括名や簡略名を認めることにより、多くが表示免除となっている現状から、すべての物質名記載を可能とするにはどうすべきか、という観点から検討が必要。 わかりにくい表示の実態を問題にせず、簡略化の方策として二次元バーコードやウェブによる情報提供をもって表示に代えることまで議論しているのは、消費者の選択の権利、中小企業の実情、超高齢社会である現状を無視するものである。むしろ文字色や大きさの検討が必要。 その他、食表法第3条の基本理念を踏まえた議論が必要。

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月4日	電力の経過措置料金規制に関する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	全国消費者団体連絡会では、電気料金の自由化に関する消費者アンケートを実施し、この結果を踏まえ、電力の経過措置料金規制に関して、以下の意見を述べる。 1. 経過措置料金規制の解除が検討されること等についての周知・広報のための方策を十分検討し、対応すべき。 2. 少なくとも競争状態が確認できるまでは経過措置料金規制を解除するべきではない。 3. 経過措置料金規制の解除の検討は、消費者の懸念や意見を踏まえ、十分な検討を行うべき。

<集团的消費者被害救済制度: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月22日	消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)等に関する意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	<p>消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令案(以下「施行規則改正案」という。)、適格消費者団体の認定、監督に関するガイドラインの改訂案(以下「ガイドライン改訂案」という。)、特定適格消費者団体の認定、監督に関するガイドラインの改訂案(以下「特定ガイドライン改訂案」という。)について、意見を述べる。</p> <p>【意見の趣旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施行規則改正案、ガイドライン改訂案及び特定ガイドライン改訂案は撤回し、しかるべき手続を経た上で再提案すべきである。 2. 施行規則改正案25条1項3号については、削除すべきである。 3. ガイドライン改訂案2.(3)及び特定ガイドライン2.(2)のうち、過度に特定の事業者依存することなく留意する必要性を指摘する部分(「もっとも」から「必要がある。」まで)は削除すべきである。 4. ガイドライン改訂案5.(4)イ(ア)及び特定ガイドライン改訂案5.(3)ウ(ア)の適合命令における役員解任適合命令の例示については削除すべきである。 5. ガイドライン改訂案2.(3)アにおける「複数の者を代表者とするなど」の例示については削除すべきである。 6. 施行規則改正、ガイドライン改訂及び特定ガイドライン改訂を再度提案するのであれば、改正規則の施行又は改訂ガイドラインの適用まで十分な時間をとるべきである。

<その他: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月27日	生活保護法63条に基づく返還債権を非免責債権化し、差押えや生活保護費からの天引きなどにより徴収することを可能とする生活保護法改正に反対する会長声明	宮崎県弁護士会 会長 山崎 真一郎	<p>平成30年6月に公布された改正生活保護法について、返還金の非免責債権化、保護費と返還金の相殺の部分については、破産免責制度の根幹に反するとともに、生活保護受給者の生存権を侵害するものであるため、改正法第77条の2及び同78条の2のうち、改正法第77条の2第1項の徴収金の天引きができる部分は直ちに削除されるべきである。</p>